

令和4年度実施  
大学機関別認証評価  
評価報告書

香川大学

令和5年3月

令和8年3月追記

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

## 目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	4
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	8
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	11
領域5 学生の受入に関する基準	13
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	15
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について	
自己評価書	

## 1. 令和4年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

### 1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

### 2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

### 3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和4年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

#### （1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

#### （2）機構における評価

① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。

② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。

③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。

④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

#### 4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

#### 5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和3年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について音声解説付き資料を用いて説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について同様の方法により研修会を実施しました。

また、令和3年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和3年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の16大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（9大学）

北海道教育大学、宇都宮大学、群馬大学、東京大学、福井大学、滋賀医科大学、島根大学、山口大学、香川大学

○ 公立大学（5大学）

秋田県立大学、東京都立大学、大阪府立大学、九州歯科大学、福岡女子大学

○ 私立大学（2大学）

日本社会事業大学、光産業創成大学院大学

- (3) 機構は、令和4年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和4年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和4年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和5年	
1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和5年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和5年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

## 6 評価結果

令和4年度に認証評価を実施した16大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

## 7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和4年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

## 8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和5年3月現在）

### (1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授（常勤）・センター長
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医科大学教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋裕子	津田塾大学長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山和久	名古屋大学教授
中根正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本武	アクセンチュア株式会社 ビジネス コンサルティング本部 マネジング・ディレクター
○日比谷潤子	聖心女子学院常務理事
前田早苗	千葉大学名誉教授
松本美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授

山内	進	一橋大学名誉教授
山口	宏樹	大学入試センター理事長
山本	健慈	国立大学協会参与
吉田	文	早稲田大学教授
◎山極	壽一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

高田	邦昭	群馬県公立大学法人理事長
片峰	茂	長崎市立病院機構理事長
高島	忠義	愛知県立大学名誉教授
山本	健慈	国立大学協会参与
川嶋	太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授(常勤)・センター長
◎土屋	俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光田	好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
戸田山	和久	名古屋大学教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

アリソン・ビール		オックスフォード大学日本事務所代表
阿波賀	邦夫	名古屋大学教授
片山	英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
後藤	ひとみ	北海道教育大学理事
近藤	倫明	北九州市立大学特任教授
下田	憲雄	大分大学学長特命補佐
白石	小百合	横浜市立大学教授
◎高田	邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内	啓博	公認会計士、税理士
土川	覚	名古屋大学教授
土屋	俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤	良雄	公認会計士
徳久	剛史	介護老人保健施設純恵の郷・施設長
戸田山	和久	名古屋大学教授
奈良間	美保	京都橘大学教授
原田	信志	熊本大学名誉教授
光田	好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢	麻理子	公認会計士
湯川	嘉津美	上智大学教授
横田	光広	宮崎大学教授

横山知行 新潟大学教授

(第2部会)

◎片峰茂 長崎市立病院機構理事長  
片山英治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員  
清水美憲 筑波大学教授  
竹内啓博 公認会計士、税理士  
棚橋健治 広島大学副学長  
谷口功 国立高等専門学校機構理事長  
土屋俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長  
寺澤良雄 公認会計士  
戸田山和久 名古屋大学教授  
奈良間美保 京都橘大学教授  
深見公雄 放送大学高知学習センター所長  
松原仁 東京大学教授  
三浦浩喜 福島大学長  
光田好孝 大学改革支援・学位授与機構教授  
三矢麻理子 公認会計士  
山下一夫 鳴門教育大学参与  
横矢直和 奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第3部会)

石田朋靖 高崎健康福祉大学長  
大谷順 熊本大学理事・副学長  
小川宣子 中部大学客員教授  
片山英治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員  
加藤映子 大阪女学院大学長  
齋藤一弥 筑波大学教授  
佐藤信行 中央大学教授  
佐藤之彦 千葉大学教授  
◎高島忠義 愛知県立大学名誉教授  
竹内啓博 公認会計士、税理士  
土屋俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長  
寺澤良雄 公認会計士  
戸田山和久 名古屋大学教授  
西村伸一 岡山大学教授  
藤田佐和 高知県立大学教授  
光田好孝 大学改革支援・学位授与機構教授  
三矢麻理子 公認会計士  
山内進 一橋大学名誉教授  
山岡洋 桜美林大学教授

山 中 正 紀	北海道千歳リハビリテーション大学教授
吉 井 昌 彦	神戸大学教授
米 村 千 代	千葉大学教授

(第4部会)

位 田 隆 一	国立大学協会専務理事
尾 家 祐 二	九州工業大学名誉教授
片 山 英 治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
塩 田 浩 平	京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
高 野 和 良	九州大学教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
田 邊 政 裕	千葉大学名誉教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	名古屋大学教授
前 田 健 康	新潟大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
◎ 山 本 健 慈	国立大学協会参与

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂	山形大学教授
◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授(常勤)・センター長
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
洪 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
寫 田 敏 行	茨城大学教授
末 次 剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋 哲 也	大阪公立大学副学長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
○ 新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
毛 内 嘉 威	秋田公立美術大学理事・副学長
森 利 枝	大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

## 2. 評価結果について

### 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述していません。

### 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

### 「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

## I 認証評価結果

香川大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

### 【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 医学系研究科看護学専攻博士前期課程及び工学研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。(基準 5－3)

(第三者による評価結果の活用について)

基準 6－1 から 6－8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、教育学部、法学部、経済学部、医学部、創造工学部、農学部、農学研究科、地域マネジメント研究科について、国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

(新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について)

令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

(追記 令和 8 年 3 月)

基準 5－3

- 「医学系研究科看護学専攻博士前期課程及び工学研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。」とする改善を要する点は、医学系研究科看護学専攻博士前期課程においては、令和 7 年度に改善されている。

## II 基準ごとの評価

### 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

#### 基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の6学部及び6研究科を置いている。

##### [学士課程]

- ・教育学部（1課程：学校教育教員養成課程）
- ・法学部（1学科：法学科）
- ・経済学部（1学科：経済学科）
- ・医学部（3学科：医学科、看護学科、臨床心理学科）
- ・創造工学部（1学科：創造工学科）
- ・農学部（1学科：応用生物科学科）

##### [大学院課程]

- ・創発科学研究科（1専攻：創発科学専攻）
- ・医学系研究科（4専攻：医学専攻、看護学専攻（博士前期課程）、臨床心理学専攻、看護学専攻（博士後期課程））
- ・工学研究科（4専攻：安全システム建設工学専攻、信頼性情報システム工学専攻、知能機械システム工学専攻、材料創造工学専攻）
- ・農学研究科（1専攻：応用生物・希少糖科学専攻）
- ・教育学研究科（専門職学位課程1専攻：高度教職実践専攻）
- ・地域マネジメント研究科（専門職学位課程1専攻：地域マネジメント専攻）

令和4年度に、香川県の課題や新たな社会システムの構築といった社会的必要性に対応するために、実践と研究を往還しその成果を教育へと還元しつつ、新たな看護学を構築する人材を養成するために、医学系研究科看護学専攻（博士後期課程）を設置している。

令和4年度に、急激かつ複合的で予見不能な社会構造の変化に柔軟に対応しながら、新たな社会課題を発見し、解決に向けて取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献することを目指して、既存の法学研究科、経済学研究科、工学研究科（博士課程（前期））、教育学研究科（高度教職実践専攻除く）を統合し、自らの専門分野に基づく課題解決方法をしっかりとデザインでき、かつ、複数の学問分野から得られた多様な知識や技術を協動的に組み合わせることのできる能力を有し、未来における新産業の創造や地域が直面する新課題の解決に貢献できる人材を育成するために、創発科学研究科（修士課程）を設置している。

#### 基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおり、著しく偏っていない。なお、一部の学部・研究科等において女性教員の比率が低い状態にある。

**基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること**

**【評価結果】** 基準1-3を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

教員は、別紙様式1-3-1のとおり、13の教育組織のいずれかに所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各学部に学部長、各研究科については研究科長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、各学部、各研究科に教授会を置いている。各学部又は研究科の教授会は、当該学部・研究科等の授業及び教育研究を担う教授等から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

農学部・農学研究科の運営会議は、学部長又は研究科長、副学部長又は副研究科長、領域長、事務課長等から構成され、教授会から委ねられた事項を審議することとしている。

医学部の代議員会は医学部長、基礎医学系の教授のうちから4人、臨床医学系及び附属病院領域の教授のうちから4人、健康科学系及び看護学系の教授のうちから2人、臨床心理学系の教授のうちから2人等から構成され、教授会から委ねられた事項を審議することとしている。

各教授会は、令和3年度には、別紙様式1-3-2のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、理事、副学長、各学系長、各学部長、創発科学研究科長、地域マネジメント研究科長、各学部長の申出に基づき学長が指名する職員、その他学長が指名する職員から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和3年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

教育戦略室は、室長、学長が指名する理事又は副学長、大学教育基盤センター長、大学院教学センター長、教学IR部長、学長が指名する学長特別補佐、教育戦略室担当教員、教育・学生支援部長、その他必要な教職員から構成され、学長の諮問による学士課程及び大学院における教育改革の基本的方針案の策定、その他教育改革に係る提議、本学が定める教学マネジメント指針に基づく教育活動の状況についての全学的な自己点検・評価と必要な改善事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

教務委員会は、学長が指名する理事1人、各学部から選出された教員各1人、各研究科から選出された教員各1人、教育戦略室副室長、大学教育基盤センターの共通教育部長、大学教育基盤センターの調査研究部長、教育・学生支援部長、その他学長が必要と認めた者から構成され、全学の教務に関する事項、各学部間における専門教育の連携に関する事項、各学部間の専門教育に係る教育課程の調整に関する事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を最高責任者として、理事・副学長（企画・評価・附属学校園担当）を統括責任者とし、理事・副学長（教育担当）を教育活動の、理事・副学長（企画・評価・附属学校園担当）を管理運営活動の分野責任者としており、理事・副学長（企画・評価・附属学校園担当）を自己点検・評価の責任者及び改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は大学評価委員会であり、その役割分担は大学評価委員会規則及び内部質保証に関する方針、教育活動の内部質保証の方針に明確に定めている。中核的な審議機関である大学評価委員会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長が指名する理事又は副学長若干人、学部から選出された教員各 1 人、創発科学研究科及び地域マネジメント研究科から選出された教員各 1 人、その他学長が必要と認めた者によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

教育学部、法学部、経済学部、医学部、創造工学部、農学部においては、各学部長を責任者としてその質保証を行っている。

創発科学研究科、工学研究科、医学系研究科、農学研究科、教育学研究科、地域マネジメント研究科においては、各研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設については、理事・副学長（財務・施設担当）を責任者として施設マネジメント委員会が、情報及び図書館等の教育設備については、理事・副学長（教育担当）及び副学長（学生支援・広報・特命担当）を責任者として全学教務委員会と学生支援センター会議が分担して質保証を行っている。その役割分担は、教育活動の内部質保証の方針によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項については、副学長（学生支援・広報・特命担当）を責任者として学生支援センター会議が、学生の就職支援については、副学長（学生支援・広報・特命担当）を責任者としてキャリア支援センター会議が、留学生の支援については、副学長（国際戦略・グローバル環境整備担当）を責任者としてインターナショナルオフィス会議が、質保証を行っている。その他の学生支援については、副学長（学生支援・広報・特命担当）を責任者として学生支援センター会議が分担して質保証を行っている。その役割分担は、学生支援センター規程、キャリア支援センター規程によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方については、アドミッションセンター長を責任者としてアドミッションセンター会議が、入学者選抜方法等の策定、実施、検証については、アドミッションセンター長を責任

者としてアドミッションセンター会議が、質保証を行っている。その役割分担は、アドミッションセンター規程によって定めている。

## 基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、教育活動の内部質保証の方針に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6-3 から基準 6-8 に照らした判断を行うことを教育活動の内部質保証の方針に定めている。

なお、教職課程については、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 が定める点検及び評価を行うことを含めて、教職課程の内部質保証に関する方針及び教職課程内部質保証実施手順を定めている。また、令和 4 年 11 月に全学の内部質保証に関する「内部質保証の方針」にも教職課程の内部質保証について位置づけている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、教育活動の内部質保証の方針に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、卒業生（修了生）及び就職先の企業等に対するアンケート調査に関する基本方針・実施要項等、「学生による授業評価」実施要項、「大学教育の改善に関する調査」実施要項、「カリキュラム・授業についての全般的な評価」実施要項、情報メディアセンター運営要項、令和 3 年度学生生活実態調査要領を定め、定期的実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、内部質保証に関する方針、教育活動の内部質保証の方針に定めている。

また、教育活動に関する自己点検・評価の継続的な実施については、教育活動の内部質保証の方針で教育分野の分野責任者として定められた教育担当理事・副学長が、全学組織である教育戦略室を活用しながら行っている。

## 基準 2-3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2-3 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に即して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2-3-1 のとおり実

施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。

#### 基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2-4 を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、将来構想推進本部会議で審議・承認されたのち、経営協議会及び教育研究評議会における審議・承認を経て、役員会において審議、決定している。

また、改善の実施に伴う改組等を行う場合について、分野責任者（教育担当の理事・副学長）から将来構想推進本部会議に審議を依頼し、承認を得ることを内部質保証に関する方針に明確に定めている。令和 4 年度における医学系研究科看護学専攻（博士後期課程）の新設及び令和 4 年度における創発科学研究科創発科学専攻（修士課程）の新設の際には、令和元年度から令和 2 年度において、定められた検討の過程を経て設置申請が決定されている。

#### 基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、教員選考規則、人事基本方針、教員の人事に関する規程等に定め、書類審査、面接、模擬授業、プレゼンテーションを評価して、別紙様式 2-5-1 のとおり教員を採用・昇任させている。

なお、教育学部、教育学研究科、法学部、経済学部、地域マネジメント研究科、医学部、医学研究科については、教員選考における教育能力の確認を明確にした規程類が令和 4 年 12 月までに改正されている。

香川大学における教員の活動に係る自己点検・評価実施要領を策定し、別紙様式 2-5-2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動（社会貢献、運営）に関する評価を継続的に実施している。

教員の活動に係る自己点検・評価実施要領に加え、令和 2 年度からは特筆事項評価結果に基づく教員表彰実施要項を定め、これらに基づき、昇給、勤勉給（賞与）、学長表彰、報奨金に反映する等、別紙様式 2-5-3 のとおり評価結果を教員の処遇等に反映している。

また、評価の結果、各領域において改善が必要とされた教員に対して、学部等の長もしくはセンター等を担当する理事等が助言・指導を行うこと、さらに、総合評価で改善が必要とされた教員に対しては、学部等の長もしくはセンター等を担当する理事等が助言・指導を行って改善計画書を提出させて学長に報告することを、教員の活動に係る自己点検・評価実施要領に明確に定めて、実施している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式2-5-4のとおり、授業公開FD、スキルアップ講座、全学共通科目授業公開等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式2-5-5のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員、TA等教育補助者を配置し、活用している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式2-5-6のとおり、教職課程に関する勉強会、技術職員研修、技術発表会、図書館等職員著作権実務講習会、TA・SA説明会、学生支援担当教職員研修会を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

## 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

### 基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準3-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式3-1-2のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

### 基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準3-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、経営協議会を設置している。役員会は、学長、理事により構成され、中期目標についての意見に関する事項、国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項等を審議している。

経営協議会は、学長、学長が指名する理事及び職員、国立大学法人香川大学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式3-2-2のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護は企画総務部総務課、ハラスメント防止は企画総務部人事企画課、安全保障輸出管理は地域創生推進部地域連携推進課及び教育・学生支援部国際課、生命倫理は学部研究協力課、医学部及び医学部附属病院、動物実験は学部研究協力課が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は企画総務部総務課及び施設環境部施設企画課、情報セキュリティは情報メディアセンター、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は不正防止計画推進室及び学部研究協力課、学生危機対応は企画総務部総務課、教育・学生支援部学生生活支援課及びインターナショナルオフィスが責任部署となっている。

### 基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準3-3を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

国立大学法人香川大学の業務組織に関する規程に基づき、事務組織を設置している。  
別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 353 人、非常勤 300 人を配置している。

**基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること**

**【評価結果】** 基準 3-4 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が情報戦略室会議、IR 推進部運営会議、ダイバーシティ推進室会議、個人情報保護委員会、施設マネジメント委員会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、ハラスメント防止研修 (1,295 人参加)、令和 3 年度研究倫理研修会 (400 人参加)、情報セキュリティセミナー (71 人参加) 等を実施している。

**基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること**

**【評価結果】** 基準 3-5 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

国立大学法人法に基づき、監事 2 人 (常勤 1 人、非常勤 1 人) を置いている。監事は、国立大学法人香川大学監事監査規則に基づき、監査計画を作成の上、定期監査及び臨時監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査規程に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り定期監査及び臨時監査を行っている。監査室長は、年度監査計画書を作成し、監査終了後は、監査報告書を作成し、学長に報告している。

学長・理事、監事、会計監査人及び監査室は、四者協議会、役員会、経営協議会を定期的を開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

**基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること**

**【評価結果】** 基準 3-6 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。

なお、法令等が公表を求める事項のうち、学校教育法施行規則第 172 条の 2 が求める各教員が有する学位及び業績について、自己評価書提出時点には、一部の教員については公表されていなかった。

たが、令和4年10月までに公表している。

## 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

幸町キャンパス（高松市幸町）、林町キャンパス（同市林町）、三木町農学部キャンパス（木田郡三木町）、三木町医学部キャンパス（同郡三木町）の 4 キャンパスを有し、その校地面積は計 240,137 m<sup>2</sup>、校舎等の施設面積は計 171,450 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおりであり、社会人学生が就業しながら履修できるよう、授業を夜間に開講し、キャンパス間のシャトルバス、実習送迎として共用バスを運行するなど、学生のための配慮を行っている。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、医学部附属病院、附属農場を設置している。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。幸町キャンパス、林町キャンパス、三木町農学部キャンパス及び三木町医学部キャンパスの耐震化率は 100% である。バリアフリー化については、ユニバーサルマップを公開し、手すりやスロープ、多目的トイレ、エレベーターの設置、高さや角度を調整できる専用の机の設置、出入り口への緩衝材の設置等、配慮している。安全防犯面については、外灯、防犯カメラを設置するなど、配慮している。

I C T 環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

図書館については、幸町キャンパスに中央館、林町キャンパスに創造工学部分館、三木町医学部キャンパスに医学部分館、三木町農学部キャンパスに農学部分館を設置しており、延面積 10,955 m<sup>2</sup>、閲覧座席数は 811 席である。原則として 8 時 30 分から 22 時まで開館している。令和 4 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 849,394 冊、学術雑誌 26,075 種、電子ジャーナル 26,384 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、模擬教室（二十四の瞳教室）、学生自習室、学習室、演習室、リフレッシュルーム等が整備され、利用されている。

### 基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、保健管理センター、学生支援センター、キャリア支援センターを設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメント防止規則等に基づき、なんでも相談窓口、ハラスメント相談員が相談窓口となり、必要に応じて関係部署と連携し職員、学生等及び関係者のハラスメントの防止及

び排除に関する措置を講じるほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

165 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4-2-2のとおり、体育館、グラウンド、部室・サークル室を整備し、運営資金の支援、備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、インターナショナルオフィス留学生センターを設置し、留学生ガイダンス、留学生相談、語学(英語)堪能な事務職員の配置、交流室の設置、授業料等の減免及び徴収猶予、サポーター・チューターを配置するなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき対応要領を定め、別紙様式4-2-4のとおり、障害のある学生を支援する窓口の設置、車椅子操作方法の講習・アクセシビリティ講座・手話講習等を行うピア・サポーターの養成、教職員を対象とした障害のある学生の支援に関するFD・SDの実施等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度、入学料・授業料の免除、寄宿舍の整備等を行っている。

## 領域5 学生の受入に関する基準

### 基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

なお、自己評価書提出時点には、学生受け入れ方針に「入学者選抜の基本方針」が的確に明示されていなかったが、令和4年11月までに学生受け入れ方針を改定している。

### 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。

実施体制については、各学部・研究科に入試委員会等を置いている。

香川大学アドミッションセンターにおいて入学者選抜方法の改善策等についての調査研究等を行っており、具体的には、選抜方法、配点及び募集人員の変更等の改善を行っている。

### 基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしていない。

#### 【改善を要する点】

医学系研究科看護学専攻博士前期課程及び工学研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

平成30年度から令和4年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・教育学部：1.04倍
- ・法学部：1.01倍
- ・経済学部：1.05倍
- ・医学部：1.02倍
- ・創造工学部：1.03倍
- ・農学部：1.04倍

[修士課程]

- ・創発科学研究科：1.05 倍（令和4年度設置）
- ・医学系研究科臨床心理学専攻：0.97 倍（令和2年度設置）
- ・農学研究科：0.91 倍

[博士課程]

- ・医学系研究科医学専攻：1.09 倍

[博士前期課程]

- ・医学系研究科看護学専攻：0.61 倍

[博士後期課程]

- ・工学研究科：0.64 倍
- ・医学系研究科看護学専攻：1.00 倍（令和4年度設置）

[専門職学位課程]

- ・教育学研究科：1.04 倍
- ・地域マネジメント研究科：1.08 倍

医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）及び工学研究科（博士後期課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）では、地域のニーズに応じて看護学コースに加えて助産学コース及び公衆衛生看護学コースを開設し、入学定員確保に努めている。また、工学研究科（博士後期課程）では、長期履修制度を設けて入学定員確保に努めているが、令和6年度に文理融合の博士後期課程への改組を予定している。

創発科学研究科（修士課程）については令和4年度に設置されている。

医学系研究科看護学専攻（博士後期課程）については令和4年度に設置されている。

医学系研究科臨床心理学専攻（修士課程）については令和2年度に設置されている。

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準6-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

### 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

なお、自己評価書提出時点には、教育課程方針に学習成果の評価の方針が明示されていなかったが、令和4年10月までに教育課程方針を修正し、学習成果の評価の方針が明示されている。

### 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準6-3を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程の編成が、体系的性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

すべての研究科において、他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い大学院学則で定めている。

教育学研究科及び地域マネジメント研究科を除く研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

なお、自己評価書提出時点には、教育学研究科及び地域マネジメント研究科を除く研究科において、学生に対して、一年間の研究指導の計画をあらかじめ明示する手順が適切に定まっていなかったが、令和4年12月までに研究指導計画書作成例を定めている。

専門職学位課程として、教育学研究科及び地域マネジメント研究科を設置しており、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用している。

#### 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準6-4を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、各学部・研究科において、各科目の授業期間が原則として8週又は15週にわたるものとなっている。

すべての学部・研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

なお、自己評価書提出時点には、一部の授業科目において、シラバスのチェック体制が存在するものの、記載内容が十分でないものが見られたが、令和4年11月までにシラバス作成ガイドラインを改訂している。また、創発科学研究科、工学研究科、及び医学系研究科の一部の授業科目において、研究指導を課程修了に必要な授業科目単位としていると誤認されるシラバスがあったが、令和4年10月までに当該授業科目について誤認されないようにシラバスを修正している。

すべての学部・研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。なお、創発科学研究科、工学研究科、医学系研究科、及び教育学研究科における状況は、別紙様式6-4-4のとおりである。

教職大学院を設置しており、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けている。

教職大学院を設置し、連携協力校を確保している。

#### 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準6-5を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

**基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

【評価結果】 基準 6-6 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

なお、自己評価書提出時点には、創発科学研究科において一部の授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることを組織的に確認していなかったが、令和 4 年 11 月までに組織的に確認している。

すべての学部・研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

なお、自己評価書提出時点には、令和 4 年 6 月に改正された成績に対する異議申立て制度を学生に周知していなかったが、令和 4 年 10 月までに学生に周知している。

**基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること**

【評価結果】 基準 6-7 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の各研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科において、策定した要件に基づく卒業（修了）の認定を、組織的に実施している。

**基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること**

【評価結果】 基準 6-8 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

過去 5 年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式 6-8-1 のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式 6-8-2 のとおりであり、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

なお、創造工学部では、学生による学生に対する学習補助制度の利用を促して標準修業年限内卒業率を向上させようと試みている。工学研究科では、有職社会人学生が在学生の約半数を占めるため標準修業年限内修了率が比較的低い、指導教員から教務委員会へ報告するなどして情報把握に努めている。同様に、医学系研究科でも、有職社会人学生が多いため標準修業年限内修了率が比較的低い、副指導教員を置くなどして標準修業年限内修了率の向上に努めている。

卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。